

定年年齢延長等に関するお知らせ 【全駐労東京地区本部速報版】

2023年4月15日（土）
全駐労東京地区本部
執行委員長 岡崎 紀昭

令和5年6月期と12月期に定年を迎える組合員の皆様へ

これまで、防衛省と組合で協議を重ねてきました定年年齢延長の引き上げについて、1963年1月1日生まれの方より定年年齢が61歳に達した令和6年12月31日まで引き上げられることが日米間で合意されました。1964年1月1日以降に生まれた方の定年年齢は65歳まで段階的に引き上げられる見込みとなっておりますが、今後も協議を重ねていく課題であり決定され次第お知らせしたいと思います。

現在、日米間で契・協約の改定について調整している為、2023年6月期に定年を予定している方の定年延長手続きが直ぐに行えない状況ではありますが、皆さまには令和5年1月に提出された「再雇用希望届」に基づく人事通知書が発出された後に、今回の契・協約改正後に改めて意向届を踏まえた人事措置が行われます。まずは、防衛省から発出される「定年年齢の延長に伴う雇用継続の意向届」をご確認ください。

現時点で合意している内容を組合員のメリットとして、組合員の皆さまがいち早く知ることで皆さまのライフプランにお役立ていただければ幸いです。

【現時点での日米間合意内容】

- ・定年年齢が60歳から61歳に引き上げ
 - ・6月期の定年を廃止し、定年年齢に到達した最初の12月末に統一
 - ・常用従業員が60歳に達した日より最初の1月1日以後、60歳時点の等級号俸の70%に等しい号俸（存在しない場合は直近上位の号俸）
 - ・1年毎の再雇用希望届の提出を廃止し、初回の手続きで65歳に達するまで高齢従業員として再雇用（手続きが簡素化）
 - ・諸手当やボーナスに関してはこれまでと同様に支給され、退職手当については60歳までの勤続年数で一旦計算（60歳時の基本給）を行い、60歳から定年年齢までの勤続年数（入社時より積算）を減額した基本給で計算した分を合わせて定年時に支給。
但し、勤続年数35年を超える場合はそれが上限でありそれを超えることはない。
- 60歳時の基本給×60歳までの勤続年数+減額された基本給×定年時までの勤続年数**

お問い合わせ 042-551-1037 全駐労東京地区本部 書記長 菅 達哉